

医師の負担軽減及び処遇改善計画

I. 医療事務作業補助者による役割分担計画と評価について

業 務	計 画	評 価
①入院、外来患者の診断書・主治医意見書・紹介状等の作成補助	医療事務作業補助者により、各種の資料の準備、医師の指示による代行入力により医師の負担軽減を図る	医師の負担軽減が図られている
②入院・外来患者の診療予約・生理検査予約・CT撮影等の予約	医療事務作業補助者を外来に配置し、検査予約、診療予約等の予約、オーダリング業務を行い医師の負担軽減を図る	医師の負担軽減が図られている
③外来患者の入院予約	医療事務作業補助者を外来、病棟に配置し、医師の指示により入院患者の検査予約、食事箋のオーダリング代行入力業務を行い、医師の負担軽減を図る	医師の負担軽減が図られている
④非常勤医師への電子カルテ操作指導	医療事務作業補助者を外来に配置し、電子カルテの操作指導、検査予約、診療予約オーダリング業務を行い非常勤医師の負担軽減を図る	医師の負担軽減が図られている

II. 医師・看護師等の業務分担計画と評価について

業 務	計 画	評 価
薬剤の投与量の調節	患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づき、その範囲内で投与量の調節を行う。	医師の負担軽減が図られている
静脈注射	医師の指示の下、看護師も行う。	医師の負担軽減が図られている
救急医療等における診療の優先順位の決定	夜間・休日救急において、迅速かつ適切に、病態と緊急度を判断し、診療の優先順位を医師と看護職員が協議の上、決定する。	医師の負担軽減が図られている
入院中の療養生活に関する対応	入院中の患者について、例えば病棟内歩行可能等の活動に関する安静度、食事の変更、入浴や清拭といった清潔保持方法等の療養生活全般について現在行われている治療との関係に配慮し、看護職員が医師の治療方針や患者の状態を踏まえて積極的に対応していく。	医師の負担軽減が図られている
患者・家族への説明	医師の治療方針の決定や病状の説明の前後に、看護師等の医療関係職が、患者との診察前の事前の面談による情報収集や補足的な説明を行うとともに患者、家族等の要望を傾聴し、医師と患者、家族が十分な意思疎通をとれるよう調整を行う。	医師の負担軽減が図られている
採血、検査についての説明	医師と看護職員及び臨床検査技師との適切な業務分担を行ない説明する。	医師の負担軽減が図られている
薬剤の管理	病棟における薬剤の適正な管理・取扱いは薬剤師が中心となって取り組んでいく。	医師の負担軽減が図られている
医療機器の管理	生命に影響を与える機器、精密で複雑な操作を伴う機器のメンテナンスを含む医療機器の管理については、臨床工学技士が行っていく。	医師の負担軽減が図られている

III. 医療秘書の増員による業務分担

- ・業務分担を遂行するため、令和4年6月より医療秘書室を2名増員し3名体制とした
- ・勤務計画書、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保
- ・有休残日数を提示し、積極的な有給取得を促す

IV. 勤怠管理強化による業務負担軽減

- ・タイムカード打刻による医師の業務負担軽減について
令和4年8月より医師のタイムカードの打刻を実施した。
タイムカードの打刻により自分の勤務時間を明確化し、業務を効率化するきっかけとなった。
- ・勤務計画書、連続当直を行わない勤務体制の実施。
- ・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保
- ・有休残日数を提示し、積極的な有給取得を促す
- ・育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用の実施の準備

V. 勤務体制の見直しによる業務負担軽減

- ・勤務計画書、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保
- ・有休残日数を提示し、積極的な有給取得を促す
- ・育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用の実施

VI. 計画達成の目標年度

- ・令和6年度